

広島県議会の概要

令和8年



県章

(昭和43年7月16日制定)



広島県議会事務局

〒730-8509 広島市中区基町10-52

TEL082-228-2111(代表)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/>

広島県議会事務局

表紙写真 臨港道路廿日市草津線四車線化事業の供用

臨港道路廿日市草津線は、広島南道路を構成する道路の一部を担いつつ、国際拠点港湾広島港における物流の効率化や地域経済の発展などに寄与する重要な役割を有する路線であり、平成29年2月供用のⅠ期区間に続き、Ⅱ期区間の整備を進め、令和8年3月29日に供用開始しました。

本路線の供用により、広島港西部の慢性的な交通渋滞による物流機能低下の解消や、広島市と周辺地域の連携強化が期待されます。

■路線の概要（Ⅱ期区間）■

- ・箇所：広島県広島市佐伯区五日市港～廿日市市木材港北
- ・延長：1.3km（うち広島はつかいち大橋835m）
- ・道路規格：設計速度60km/h、4車線（うち2車線を今回整備）

広島県議会の概要

編集・発行 広島県議会事務局

広島県議会の概要

令和8年

広島県議会事務局



議 事 堂



議長 中本 隆志 (議長室)



副議長 東 保 幸（副議長室）



本 会 議 場



委 員 会 室

目 次

1 議会の沿革	1
2 議会の構成	4
(1) 県議会の組織	4
(2) 議長、副議長	4
(3) 選挙区と議員定数	5
(4) 議員名簿	6
(5) 議員の構成 (会派別・期別、年齢別)	7
3 議会の運営	8
(1) 定例会・臨時会及び会期	8
(2) 本会議	8
(3) 議会運営委員会	10
(4) 委員会 (常任委員会・特別委員会)	12
(5) 請願・陳情の処理	17
(6) 議会の傍聴	18
(7) 議会のインターネット中継	19
4 議員の報酬等	20
(1) 報酬及び期末手当	20
(2) 費用弁償	20
(3) 政務活動費	20
5 歴代正副議長一覧表	21
(1) 議長	21
(2) 副議長	23

6 議会事務局	27
(1) 機 構	27
(2) 職 員 数	27
(3) 政務調査員	28
(4) 委員会担当書記	28
(5) 図 書 室	28
(6) 各種刊行物	30
7 議事堂	32
(1) 議事堂の概要	32
(2) 議 席	35
8 議会の情報公開	36
(1) 情報公開制度	36
(2) 個人情報保護制度	36
(3) 情報公開制度・個人情報保護制度における 請求から開示までの手続	37
(4) 議会情報コーナーの利用について	37
9 議会広報	38
(1) ホームページ	38
(2) ひろしま県議会だより	38
(3) ひろしま県議会ダイジェスト	38
10 議会改革	40
11 議会費	47
(参考資料)	
1 令和8年度広島県予算（当初）	48
2 広島県行政機構図	50

1 議 会 の 沿 革

- 明治11年7月、太政官布告（郡区町村編成法、府県会規則、地方税法の3新法）に基づいて、県内を1区22郡に編成し、その都市の人口比率により、県会議員の定数を62名と定め、被選挙人は1か年地租10円以上、選挙人は同5円以上を納める者とし、翌12年2月各郡区役所で選挙会を開いた。当時本県の人口は男子621,000人、女子590,000人、計1,211,000人、選挙権を有する者51,000人、被選挙権を有する者18,000人であった。
- 本県最初の通常県会は、県令側において予算の編成が間に合わないため、遂に3月に開会されず（府県会規則には毎年一度3月に開くと規定していた。）明治12年4月20日に招集して各般の打ち合わせを行い、5月1日開会、6月13日閉会した。当時、県令提案の支出予算額は390,028円91銭1厘であったが、県会は「民力の厚薄を酌量して」348,733円86銭1厘と減額修正を行った。
- 創設当時の県会は、議員の出席、欠席について極めて厳格で、旅行、病気、家事の都合等による欠席届が提出されると、調査委員会を設け、家族はもちろん、旅館等について徹底的に調べ、届書が事実と相違する場合には、厳重な処分が行われていた。
- 当時、議員の任期は4か年であったが、2年目ごとに抽せんによって半数改選が行われていたので、顔ぶれは激しく変わった。この方法は、明治32年7月の府県制の改正まで20年間続いた。
- 明治32年7月改正の府県制により、同年9月施行の選挙以後、連帯会、市部会、郡部会の3部制となった。これは全国で7番目のものであったが、30余年後の昭和6年に廃止された。
- 明治41年8月、知事は県令をもって共同苗代設置規則を公布した。これは県下農民に水稻苗代に関する一切の作業を共同で行わせ、規則に反したものは拘置又は科料に処することとしたものである。県会は同年11月の通常県会において、「農民の公益に害あり」と内務大臣宛共同苗代反対の意見書を提出する発議案を議決した。知事は、「県会の権限をこえた不当の

議決」として取り消しを命じた。県会はこの取り消しに対し明治42年1月、行政訴訟を提起し、同年12月、知事に対し「共同苗代設置規則を廃止し、その代わり奨励方法を講じ円満に施行されたい。」との意見書を提出した。

知事はこれを受け入れ、規則の廃止を告示し、同時に共同苗代奨励金3,000円支出の件を提案、県会は満場一致で可決、さらに行政訴訟を取り下げ、約2年間の紛争は解決した。

- 広島旧物産陳列館（後に産業奨励館と改称）は明治36年、同40年、同41年の各通常県会で建設が建議され、ようやく明治43年の通常県会で3年継続事業として122,662円の支出予算が提案された。ところが、郡部議員の猛烈な反対にあい、知事は止むなく市部に物産陳列館を設置するとともに郡部に種牡牛2頭宛を配置することとして郡部議員を納得させ、原案を4か年継続、110,404円に修正し、永年の懸案を解決した。現在、原爆の惨禍をそのままに、原爆ドームとなっている。
- 大正5年、知事は県内産業振興のため、県会議員、有力実業家をもって産業調査会を設け、同6年8月、東北、関東、九州地方などの視察を実施した。後にこれは知事の県会操縦策であることが明らかになり、議員も自覚し県民大会を開いて知事排斥運動を起こした。
- 昭和6年には3部制が廃止され、広島市の定数12名が半減された。
- 昭和14年に選出された46名の議員は、第二次大戦の影響で改選が行われなかったため8年間務め、終戦を迎えた。
- 昭和20年8月6日、広島市に投下された原子爆弾のため、4名の議員が尊い犠牲となった。
- 昭和22年4月、地方自治法の制定により、戦後第1回の選挙は同年4月30日に行われ、戦前からの議員5名を含む58名の議員が選出されたが、その後定数に変遷があり、現在は64名である。
- 議事堂は明治12年の初県会後、広島市水主町の県庁舎の一部を使用、同43年に予算80,300円をもって同地内に議事堂が新築された。昭和20年8月、原爆により焼失し、被災後は市外府中町東洋工業株式会社の一部を使用、次いで市内霞町元陸軍兵器廠跡に新築移転し、さらに昭和31年4月、市の

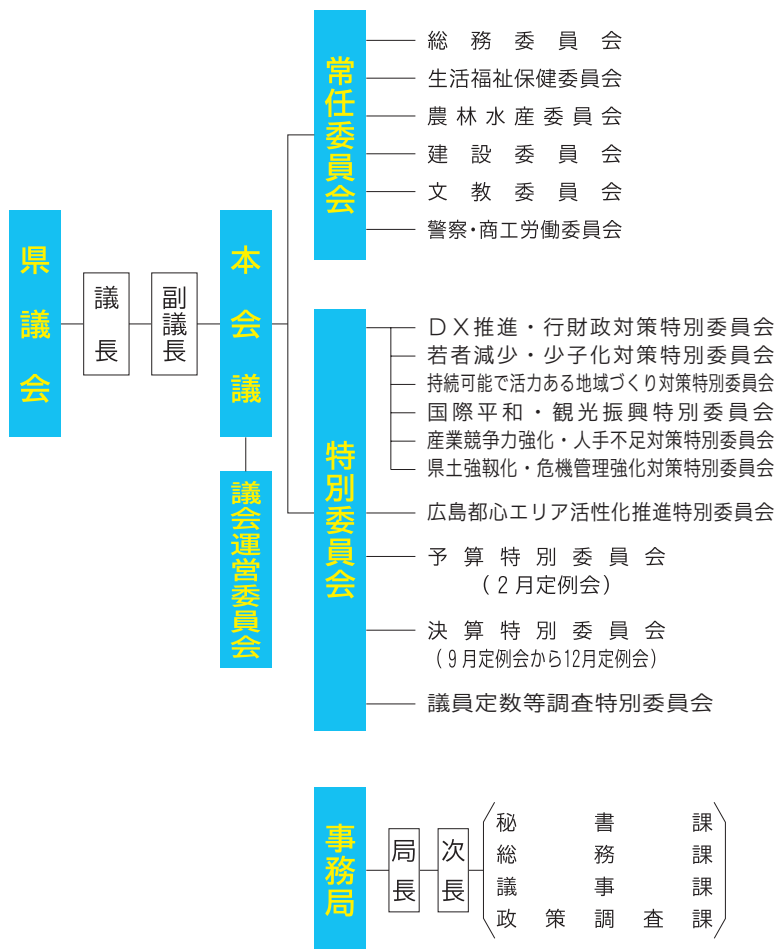
中心部である現在地に、県庁舎と合わせて9億7,000万円の経費と2年有余の歳月を費やして現在の議事堂が新築された。

- 昭和45年9月完成した県庁舎北館（3か年継続事業、工事費約10億円）に、全員委員会室を初め各委員会室が設置された。
- 令和2年11月、広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事により、議事堂、県庁舎北館3階及び4階の一部が改修された。
- 議員定数の変遷

年 次	議員定数	摘 要
明治12年	62 人	
13～	61	
21～	77	明治21年市制、町村制施行
32～	50	明治32年府県制実施、明治32年3部制施行
33～	51	郡の統廃合
36～	52	
大正4～	53	
12～	51	
昭和6～	45	3部制廃止
10～	44	
14～	46	戦争のため、昭和18年の選挙は行われなかった。
22～	58	地方自治法施行
26～	61	
34～	62	
42～	64	
50～	66	
54～	69	昭和58年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により69人となった（昭和55年国勢調査結果法定定数70人）。昭和62年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により69人となった（昭和60年国勢調査結果法定定数71人）。平成3年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により69人となった（平成2年国勢調査結果法定定数72人）。平成7年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により70人となった（平成2年国勢調査結果法定定数72人）。平成11年4月執行県議会議員選挙定数は、減数条例により70人となった（平成7年国勢調査結果法定定数72人）。平成15年4月執行県議会議員選挙定数は、議員定数条例により70人となった（平成12年国勢調査結果法定上限数72人）。平成19年4月執行県議会議員選挙定数は、議員定数条例により66人となった（平成17年国勢調査結果法定上限数72人）。平成27年4月執行県議会議員選挙定数は、議員定数条例により64人となった（平成23年の地方自治法改正により、法定上限数は廃止）。
平成7～	70	
19～	66	
27～	64	

2 議 会 の 構 成

(1) 県議会の組織



(2) 議長、副議長

議長 中本 隆志

副議長 東 保幸

(3) 選挙区と議員定数



次の一般選挙から、呉市と江田島市を合区

※合区とは、隣接する2以上の市町を合わせて一つの選挙区にすることを言います。

現行の選挙区名及び定数 ※次の一般選挙までに補欠選挙が執行される場合、この選挙区・定数によります。

選挙区名	定数	選挙区名	定数	選挙区名	定数	選挙区名	定数
広島市中区	3	広島市安芸区	2	福山市	10	廿日市市	2
広島市東区	3	広島市佐伯区	3	府中市・神石郡	1	安芸高田市	1
広島市南区	3	呉市	5	三次市	1	江田島市	1
広島市西区	4	竹原市・豊田郡	1	庄原市	1	安芸郡	3
広島市安佐南区	5	三原市・世羅郡	3	大竹市	1	山県郡	1
広島市安佐北区	3	尾道市	3	東広島市	4	計	64

改正後の選挙区名及び定数 ※次の一般選挙（令和9年4月執行予定）から適用します。

選挙区名	定数	選挙区名	定数	選挙区名	定数	選挙区名	定数
広島市中区	3	広島市安芸区	2	福山市	10	廿日市市	2
広島市東区	3	広島市佐伯区	3	府中市・神石郡	1	安芸高田市	1
広島市南区	3	呉市・江田島市	6	三次市	1	安芸郡	3
広島市西区	4	竹原市・豊田郡	1	庄原市	1	山県郡	1
広島市安佐南区	5	三原市・世羅郡	3	大竹市	1	計	64
広島市安佐北区	3	尾道市	3	東広島市	4		

(4) 議員名簿

(令8. 7. 1現在)

選挙区	会 派	氏 名	選挙区	会 派	氏 名	
広島市中区	自民議連 無所属ひとわ 公明党	林大蔵 蔵本上謙一郎	三原市・世羅郡	民主県政会 自民議連 自民議連	桑木良典 伊藤英治 八幡原圭	
広島市東区	自民議連 自民議連 民主県政会	緒方直之 畑石顕司 柿本忠則	尾道市	民主県政会 自民議連 自民議連	金口徹 吉井清介 岡野斉也	
広島市南区	自民議連 民主県政会 自民議連	中本隆志 中原好治 窪田泰久	福山市	自民議連 自民議連 公明党 自民議連 公明党	宇田伸 岡宏道 尾熊良一 好良治 三石啓	
広島市西区	民主県政会 自民議連 公明党 自民議連	福知基弘 山木茂鶴 岡部千弘 砂原崇弘		民主県政会 自民議連 民主県政会 ひろしま刷新 日本共産党	的場原昌 出葉直 稲葉潔 村栄二 河村晃子	
広島市安佐南区	公明党 民主県政会 自民議連 自民議連 日本共産党	栗原俊二 鷹廣純 竹原哲 灰岡香奈 藤井敏子		府中市・神石郡	自民議連	加納孝彦
広島市安佐北区	民主県政会 自民議連 自民議連	東保幸 山形のぶ 水口弘士		三次市	自民議連	下森宏昭
		庄原市	自民議連	小林秀矩		
広島市安芸区	自民議連 民主県政会 民主県政会	榎山俊宏 上野寛治	大竹市	自民議連	狭戸尾浩	
広島市佐伯区	自民議連 自民議連 民主県政会	富永健康 宮崎三則 瀧本実	東広島市	広志会 民主県政会 自民議連 自民議連	井原博修 西本圭之 惠飛須圭 山下二守	
	民主県政会 自民議連 自民議連 公明党	城戸常太 犬童英徳 坪川竜大 神田隆彦 相澤孝		自民議連 自民議連	安井裕典 山下智之	
呉市			安芸高田市	自民議連	玉重輝吉	
			江田島市	自民議連	沖井純	
			安芸郡	民主県政会 広志会	高田稔 富永やよい (欠員1人)	
竹原市・豊田郡	自民議連	森川家忠	山県郡	自民議連	本長糧太	

(注) 自民議連＝自由民主党広島県議会議員連盟 35人
民主県政会＝広島県議会民主県政会 14人
公明党＝公明党広島県議会議員団 6人
広志会＝自由民主党広島県議会広志会 3人
日本共産党＝日本共産党広島県議会議員団 2人

自民会＝自由民主党広島県議会議員会 1人
無所属ひとわ＝無所属ひとわ 1人
ひろしま刷新＝ひろしま、刷新。 1人

現員63人（定数64人）

(5) 議員の構成

○ 会派別・期別

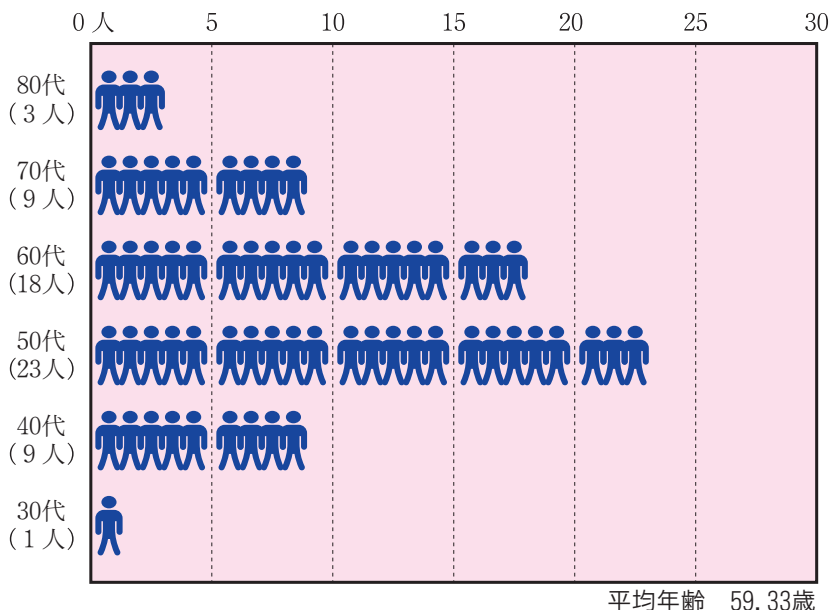
(令 8 . 7 . 1 現在)

会派別 \ 期 別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	計
自由民主党広島県議会議員連盟	8	9	2	3	5	4	1	2			1		35
広島県議会民主県政会	1	3	3	1	3	1	1		1				14
公明党広島県議会議員団	3		1	1		1							6
自由民主党広島県議会広志会	1				1					1			3
日本共産党広島県議会議員団	2												2
自由民主党広島県議会議員会												1	1
無 所 属 ひ と わ		1											1
ひろしま、刷新。		1											1
計	15	14	6	5	9	6	2	2	1	1	1	1	63

(欠員 1)

○ 年 齢 別

(令 8 . 7 . 1 現在)

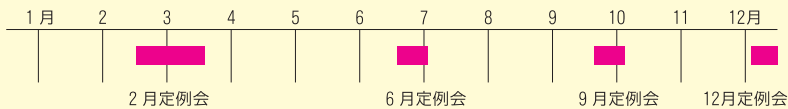


3 議 会 の 運 営

(1) 定例会・臨時会及び会期

- 定例会は、条例で年4回招集することが定められており、毎年、おおむね2月、6月、9月、12月に招集されるのが例となっている。
- 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り招集される。
- 会期は、毎会期の初めに議会の議決で決めることになっている。

県議会年間スケジュール表〈定例会の開催時期は変更する場合がある。〉



(2) 本 会 議

○ 会議時間

会議時間は、午前10時から午後5時までと定められているが、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ又は延長することができる。

○ 審議の順序

審議は、通常次のとおり行われる。ただし、議会の議決により、その一部を省略することがある。

議案上程→提案理由説明→議案調査（休会）→質問（質疑）→委員会付託→委員会審査（休会）→委員長報告→討論→表決

○ 質問（質疑）

代表質問（各交渉会派1名）は、2月定例会及び9月定例会に行われ（9月定例会は令和5年度から）、一般質問は、毎定例会で行われている。

なお、一般質問においては、一括質問方式と一問一答方式の選択制としており、また、必要な場合に関連質問を許可する扱いとしている。

定例会における質問と質疑は区分していない。臨時会は、必要な場合、その事件に限り招集されるので、質疑のみ行うことができる。

発言は、原則として通告制をとっており、その順序は議長が決める。

○ 委員会への審査の付託

議案及び請願は、原則として所管の常任委員会に付託しているが、人事同意案件、決議案・意見書案・委員会条例等議員提出議案は、委員会への付託を省略している。

一般会計、特別会計、企業会計の当初予算については、予算特別委員会を設置して付託している。また、補正予算については、所管の常任委員会にそれぞれ分割付託している。（一般会計予算中一般財源は総務委員会に付託）

なお、一般会計、特別会計、企業会計決算の認定については、決算特別委員会を設置して付託している。

○ 委員会の審査報告

委員会が審査又は調査した事件は、委員長が審査の経過並びに結果について口頭又は文書をもって報告している。

○ 討 論

県政上重要な議案について討論の要求があるときは、議会運営委員会においてその許否を協議した上で行うこととしている。

○ 表 決

表決は、おおむね起立により採決されるが、全員異議がないと予想される案件については、簡易表決によっている。

また、議案に対する表決態度について、議会ホームページで公表している。

○ 本会議の開会状況

会 議 別	会 期	本 会 議 開会日数	議決件数	延出席 議員数	出席率
令和7年 9月定例会	自 9月12日 至 9月30日 19日間	6	20 (4)	371	98.1 %
” 12月定例会	自 12月10日 至 12月22日 13日間	5	47 (5)	313	97.8
令和8年 2月定例会	自 2月17日 至 3月17日 29日間	8	59 (2)	503	99.8
” 6月定例会	自 6月19日 至 6月30日 12日間	4	26 (4)	246	97.6

(注) 議決件数のうち () 内は、決議・意見書の内書である。

(3) 議会運営委員会

委員名簿

(令8. 6. 30選任)

(令8. 7. 2就任)

委 員 長	副 委 員 長	委 員
下 森 宏 昭	稲 葉 潔	宮 崎 康 則 高 田 稔 井 上 謙一郎 三 好 良 治 山 木 茂 上 野 寛 治 的 場 豊 神 田 隆 彦 出 原 昌 直 山 下 守

議会の運営、会議規則、委員会条例等並びに議長の諮問に関する事項を調査し、議案、請願等を審査する機関として、地方自治法に基づき、委員会条例により議会運営委員会を設置している。



議 会 運 営 委 員 会 室

○ 構 成

委員定数は12人とし、所属議員数5人以上の会派を代表する委員をもって組織している。

○ 任 期

委員の任期は1年としているが、再任は妨げない。

○ 閉会中における議会運営委員会調査事件（令和8年6月30日議決）

- 1 議会運営に関する調査の件
- 2 次期議会の会期日程等に関する件
- 3 議会の会議規則、委員会条例等に関する調査の件

(4) 委員会

○ 開 会

議会の会期中は、本会議中を除き、随時開会されるが、閉会中の継続審査案件等の審査や調査を行う常任委員会は毎月1回、特別委員会は付託事件に係る諸情勢並びに国等の動向を勘案の上、必要に応じて開会している。

○ 審査案件

一般会計、特別会計、企業会計の当初予算及び決算を除く議案、請願は、原則として所管別に関係常任委員会が付託を受けて審査している。

常任委員会

常任委員会委員名簿

(令8. 6. 30選任)

(令8. 7. 2就任)

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員		
総 務 委 員 会 11人	山下 守	上野 寛治	城戸 常太 犬童 英徳 緒方 直之	瀧本 実 石津 正啓 出原 昌直	恵飛須圭二 玉重 輝吉 八幡原 圭
生活福祉保健委員会 11人	稲葉 潔	岡野 齊也	宇田 伸 中原 好治 山下 智之	畑石 顕司 坪川 竜大 蔵本 健	藤井 敏子 神田 隆彦 井上謙一郎
農林水産委員会 10人	高田 稔	灰岡 香奈	檜山 俊宏 中本 隆志 安井 裕典	小林 秀矩 森川 家忠 桑木 良典	村上 栄二 相澤 孝
建 設 委 員 会 11人	宮崎 康則	本長 糧太	栗原 俊二 井原 修 下森 宏昭	福知 基弘 狭戸尾 浩 三好 良治	西本 博之 河村 晃子 水口 弘士
文 教 委 員 会 10人	竹原 哲	山形しのぶ	富永 健三 東 保幸 沖井 純	吉井 清介 尾熊 良一 的場 豊	富永やよい 砂原 崇弘
警察・商工労働委員会 11人 (欠員1)	加納 孝彦	岡部 千鶴	松岡 宏道 金口 巖 窪田 泰久	鷹廣 純 伊藤 英治 林 大蔵	山木 茂 柿本 忠則

○ 閉会中における各常任委員会調査事件（令和８年６月30日議決）

総務委員会

- 1 県政の総合的振興対策調査の件
- 2 県勢の活性化対策及び地域振興対策調査の件
- 3 組織及び財政の管理運営状況調査の件
- 4 地方交通対策及び情報化対策調査の件
- 5 広報・広聴及び国際化対策調査の件
- 6 スポーツ振興対策調査の件

生活福祉保健委員会

- 1 総合的な危機管理対策調査の件
- 2 県民生活及び芸術文化振興対策調査の件
- 3 生活環境及び自然環境保全対策調査の件
- 4 社会福祉及び保健医療対策調査の件
- 5 病院事業の運営状況調査の件

農林水産委員会

- 1 農林水産業の生産基盤整備対策調査の件
- 2 農林水産物の生産及び流通対策調査の件
- 3 農林水産業の担い手育成対策調査の件
- 4 農山漁村地域の生活環境基盤整備対策調査の件
- 5 森林保全及び森林資源活用対策調査の件

建設委員会

- 1 土木公共施設の整備及び維持管理状況調査の件
- 2 都市計画及び都市基盤整備対策調査の件
- 3 住宅対策及び建築行政調査の件
- 4 空港・港湾振興対策調査の件
- 5 流域下水道事業の経営及び上下水道事業の広域連携の推進状況調査の件

文教委員会

- 1 学校教育振興対策調査の件
- 2 生涯学習振興対策調査の件
- 3 文化財の保護対策調査の件
- 4 学校体育振興対策調査の件
- 5 私立学校振興対策調査の件

警察・商工労働委員会

- 1 交通指導取締り及び交通安全施設整備対策調査の件
- 2 青少年の非行防止及び各種犯罪の取締り対策調査の件
- 3 産業の振興及び企業誘致対策調査の件
- 4 土地造成事業の経営状況調査の件
- 5 観光振興対策調査の件
- 6 人材確保及び雇用労働対策調査の件

特別委員会

特別委員会委員名簿

(令 7. 7. 1 設置、選任)
(令 7. 11. 11 一部変更)
(令 8. 2. 5 一部変更)
(令 8. 6. 30 一部変更)

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員
D X 推 進・ 行 財 政 対 策 員 会 12人	山 木 茂	高 田 稔	小林 秀矩 蔵本 健 富永やよい 山下 智之 灰岡 香奈 相澤 孝 瀧本 実 本長 糧太 畑石 顕司 加納 孝彦
若 者 減 少・ 少 子 化 対 策 員 会 10人	西 本 博之	岡 野 斉也	宇田 伸 福知 基弘 河村 晃子 富永 健三 岡部 千鶴 上野 寛治 吉井 清介 山形しのぶ
持続可能で活力ある 地域づくり対策 特 別 委 員 会 10人 (欠員1)	出 原 昌直	鷹 廣 純	城戸 常太 窪田 泰久 八幡原 圭 栗原 俊二 稲葉 潔 沖井 純 藤井 敏子
国 際 平 和・ 観 光 振 興 員 会 10人	恵 飛 須 圭二	竹 原 哲	緒方 直之 的場 豊 井上謙一郎 金口 巖 林 大蔵 砂原 崇弘 宮崎 康則 神田 隆彦
産業競争力強化・ 人手不足対策 特 別 委 員 会 10人	坪 川 竜大	山 下 守	松岡 宏道 森川 家忠 村上 栄二 中原 好治 尾熊 良一 柿本 忠則 井原 修 伊藤 英治
県土強靱化・ 危機管理強化対策 特 別 委 員 会 10人	石 津 正啓	玉 重 輝吉	檜山 俊宏 下森 宏昭 三好 良治 犬童 英徳 桑木 良典 水口 弘士 安井 裕典 狹戸尾 浩

広島都心エリア活性化推進特別委員会委員名簿 (令 7. 7. 1 設置、選任)

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員
広島都心エリア 活 性 化 推 進 員 会 12人	安 井 裕典	瀧 本 実	福知 基弘 竹原 哲 井上謙一郎 窪田 泰久 山木 茂 上野 寛治 三好 良治 山下 守 林 大蔵 加納 孝彦

議員定数等調査特別委員会委員名簿

(令 7. 7. 1 設置、選任)
(令 8. 6. 30 一部変更)

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員
議員定数等調査 特 別 委 員 会 委 員 12人	緒 方 直之	瀧 本 実	富永 健三 尾熊 良一 玉重 輝吉 東 保幸 的場 豊 山形しのぶ 下森 宏昭 出原 昌直 吉井 清介 恵飛須圭二

○ 特別委員会調査事件（令和 7 年 7 月 1 日議決）

DX 推進・行財政対策特別委員会

- 1 AI 活用を含めたデジタルトランスフォーメーションの推進に関する調査の件
- 2 戦略的な施策マネジメント及び持続可能な行財政運営の確立に関する調査の件

若者減少・少子化対策特別委員会

- 1 若年層の定着・回帰に向けた社会減対策の推進に関する調査の件
- 2 妊娠・出産・子育て等のライフステージに応じた少子化対策の推進に関する調査の件

持続可能で活力ある地域づくり対策特別委員会

- 1 中山間地域の活性化、魅力ある都市の形成及び地域を支える持続可能な生活交通体系の構築に関する調査の件
- 2 スポーツの振興を通じた地域の活性化及び文化芸術に親しむ環境の充実にに関する調査の件

国際平和・観光振興特別委員会

- 1 平和な国際社会の実現及び未来の平和を担う人材育成の強化に関する調査の件
- 2 国内外からの観光誘客・県内周遊の促進及び観光消費の増大に関する調査の件

産業競争力強化・人手不足対策特別委員会

- 1 広島の実力を生かした本県産業の競争力強化、先端・成長産業の集積の強化及び地場産業の活性化に関する調査の件
- 2 業界横断的な人手不足対策の推進、職業教育・人的資本経営など人への投資の強化及び外国人材の受入環境の整備に関する調査の件

県土強靱化・危機管理強化対策特別委員会

- 1 ハード・ソフト両面からの防災・減災対策の強化及び県土強靱化の推進に関する調査の件
- 2 自然災害・新興感染症等の危機管理体制の強化に関する調査の件

広島都心エリア活性化推進特別委員会

- 1 紙屋町・八丁堀周辺地区の高次都市機能の強化に関する調査の件
- 2 基町エリアのまちづくりに関する調査の件

議員定数等調査特別委員会

- 1 議員定数並びに選挙区に関する調査の件

このほか、2 月定例会中に予算特別委員会を、9 月定例会から 12 月定例会まで決算特別委員会を設置している。

○ 視察・調査

常任委員会は、毎年、県内調査２回以内、県外調査１回を実施している。また、特別委員会は、必要に応じ、年１回、現地調査を実施することとしている。

○ 参 考 人

議会は、県の事務に関する調査又は審査のため必要があるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。本県においては、予算特別委員会及び各特別委員会等に、学識経験者を初めとした参考人を招いて意見を聴取し、委員会審査の参考としている。令和７年度は、１０人の参考人を招致している。

○ そ の 他

提出議案の説明聴取のため、定例会の議案調査日に全員委員会を開いているほか、必要に応じて常任委員会及び特別委員会の正副委員長会議を開いている。



全 員 委 員 会 室

(5) 請願・陳情の処理

○ 請 願

議会への請願は、議員の紹介により提出される。受理された請願は、請願文書表により所管の常任委員会等へ付託され、委員会の審査を経て、その結果報告に基づき、本会議で表決が行われる。その結果、採択された請願は、知事その他関係行政委員会に送付される。送付された請願については、請願の処理の経過及び結果の報告に関する条例に基づき、毎年3月及び9月に処理の経過及び結果が議会に報告される。

なお、請願者が委員会での意見陳述を希望し、委員会において認められた場合には、委員会における請願者の意見陳述を実施することとしている。

定例会別請願審査状況

区分 委員会名	令和7年9月 定例会		令和7年12月 定例会		令和8年2月 定例会		令和8年6月 定例会		計
	採択	不採択	採択	不採択	採択	不採択	採択	不採択	
総務									
生活福祉保健				1					1
農林水産									
建設									
文教				2					2
警察・商工労働									

○ 陳 情

受理された陳情は、陳情送付表により関係委員会へ送付する。

陳情受理件数

令7.9～令8.6月定例会

総務	生活福祉保	農林水産	建設	文教	警察・商工労働	議会運営	合計
44件	57件	24件	55件	47件	36件	1件	264件

(6) 議会の傍聴

○ 本 会 議

本会議は、秘密会を除き、傍聴券の交付を受けて傍聴することができる。
傍聴券の種類及び交付の方法は、次のとおりである。

「議員紹介傍聴券」……会議の当日、あらかじめ議員を通じて交付される。

「一般傍聴券」……会議の当日、午前9時から議事堂1階受付において先着順に交付される。

聴覚に障害のある傍聴者には手話通訳者を手配することができる。

傍聴は議場内後方の傍聴席で行うほか、乳幼児や児童を同伴された傍聴者が本会議の様子を傍聴できるように、議場傍聴席の後方に親子傍聴室を設置している。

○ 委 員 会

委員会の審査状況は、議事堂1階会議室（モニター室）に設置しているモニターテレビにより、常任委員会及び特別委員会を視聴することができる。



親 子 傍 聴 室



モ ニ タ ー 室

(7) 議会のインターネット中継

県民に対する政策決定過程の公開や県議会に対する理解と関心をより一層高めるため、本会議等のインターネット中継を実施している。

《アドレス》 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/chukei.html>

(1) 本会議

すべての本会議を中継

(2) 委員会

常任委員会、特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会を中継

4 議員の報酬等

(1) 報酬及び期末手当

○ 報 酬（平成12年12月21日改定）

議 長 1,113,000円

副議長 964,000円

議 員 901,000円

○ 期末手当

3月1日、6月1日及び12月1日（期末手当基準日）現在の在職者に対し、報酬月額100分の145に支給率を乗じた金額を支給する。

(2) 費用弁償

議員が職務のため旅行した場合は、次表により費用弁償を支給する。

鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費	実費支給
宿泊費（1夜につき）	宿泊費基準額内での実費支給
宿泊手当（1夜につき）	2,400円

また、議員が招集に応じ、又は委員会等に参加した場合には、次のとおり費用弁償を支給する。

- ・ 自宅から議事堂までの交通費実費
- ・ 公務諸費 3,000円（1日につき）

(3) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、広島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第25号）に基づき、次のとおり政務活動費を交付している。

交付対象 会派に対して支給する。

支 給 額 月額35万円×会派の所属議員数

支給時期 四半期ごとに支給する。

（4月、7月、10月、1月）

5 歴代正副議長一覧表

(1) 議長

代	任 期	氏 名	選 挙 区
初	明治12. 5 - 13. 7	石 井 英太郎	深 津 郡
2	明治13. 7 - 13. 11	藤 井 和七郎	広 島 市
3	明治13. 11 - 14. 6	藤 井 和七郎	広 島 市
4	明治14. 6 - 15. 9	前 田 篤之助	沼 田 郡
5	明治15. 9 - 17. 4	脇 栄太郎	賀 茂 郡
6	明治17. 4 - 18. 12	脇 栄太郎	賀 茂 郡
7	明治18. 12 - 21. 2	脇 栄太郎	賀 茂 郡
8	明治21. 2 - 23. 5	脇 栄太郎	賀 茂 郡
9	明治23. 5 - 23. 10	脇 栄太郎	賀 茂 郡
10	明治23. 10 - 25. 2	長 井 松太郎	御 調 郡
11	明治25. 2 - 25. 4	穂 山 忠 夫	豊 田 郡
12	明治25. 4 - 27. 4	脇 栄太郎	賀 茂 郡
13	明治27. 4 - 29. 4	山 内 吉郎兵衛	恵 蘇 郡
14	明治29. 4 - 31. 4	脇 栄太郎	賀 茂 郡
15	明治31. 4 - 31. 11	山 内 吉郎兵衛	恵 蘇 郡
16	明治31. 11 - 32. 10	米 田 武八郎	三 谿 郡
17	明治32. 10 - 35. 8	松 井 将 壮	世 羅 郡
18	明治35. 12 - 36. 3	高 木 龍 蔵	尾 道 市
19	明治36. 10 - 40. 9	国 頭 第三郎	芦 品 郡
20	明治40. 10 - 41. 5	森 田 俊佐久	高 田 郡
21	明治41. 11 - 44. 9	宮 原 幸三郎	呉 市
22	明治44. 10 - 大正 4. 9	真 藤 齐	安 芸 郡
23	大正 4. 10 - 8. 9	河 本 柏 人	山 県 郡
24	大正 8. 10 - 12. 9	井 上 利 八	沼 隈 郡
25	大正12. 10 - 昭和 2. 9	望 月 乙 也	豊 田 郡
26	昭和 2. 12 - 6. 9	望 月 乙 也	豊 田 郡
27	昭和 6. 10 - 10. 6	加 藤 俊 夫	広 島 市
28	昭和10. 7 - 10. 9	大 原 博 夫	豊 田 郡
29	昭和10. 10 - 13. 3	望 月 乙 也	豊 田 郡
30	昭和13. 3 - 14. 9	大 原 博 夫	豊 田 郡
31	昭和14. 11 - 16. 12	加 藤 俊 夫	広 島 市
32	昭和16. 12 - 20. 2	望 月 乙 也	豊 田 郡
33	昭和20. 2 - 20. 7	望 月 乙 也	豊 田 郡

代	任	期	氏	名	選 挙 区
34	昭和20. 12－	21. 10	天 野 彦 三		尾 道 市
35	昭和21. 11－	22. 4	小 谷 傳 一		双 三 郡
36	昭和22. 5 －	23. 5	小 谷 傳 一		双 三 郡
37	昭和23. 5 －	26. 4	小 谷 傳 一		双 三 郡
38	昭和26. 5 －	28. 3	檜 山 袖 四郎		安 芸 郡
39	昭和28. 3 －	30. 4	檜 山 袖 四郎		安 芸 郡
40	昭和30. 6 －	33. 3	林 興 一 郎		広 島 市
41	昭和33. 3 －	34. 4	山 中 直 彦		呉 市
42	昭和34. 5 －	36. 3	平 塩 五 男		佐 伯 郡
43	昭和36. 3 －	37. 4	中津井 真		大 竹 市
44	昭和37. 4 －	38. 4	真 田 亀 一		高 田 郡
45	昭和38. 5 －	42. 4	檜 山 袖 四郎		安 芸 郡
46	昭和42. 5 －	46. 4	檜 山 袖 四郎		安 芸 郡
47	昭和46. 5 －	50. 4	西 田 修 一		庄 原 市
48	昭和50. 5 －	53. 9	西 田 修 一		庄 原 市
49	昭和53. 9 －	54. 4	児 玉 秀 一		広 島 市
50	昭和54. 5 －	55. 7	児 玉 秀 一		広 島 市
51	昭和55. 7 －	57. 6	大 山 広 司		豊 田 郡
52	昭和57. 6 －	58. 4	木 曾 初 行		御 調 郡
53	昭和58. 5 －	59. 3	吉 川 清 士		福山市・沼隈郡
54	昭和59. 5 －	62. 4	木 山 徳 郎		比 婆 郡
55	昭和62. 5 －	63. 7	安 井 耕 造		佐 伯 郡
56	昭和63. 7 －平成元. 12		末 田 隆		豊 田 郡
57	平成元. 12－	3. 4	奥 原 信 也		呉 市
58	平成 3. 5 －	7. 4	檜 山 俊 宏		広島市安芸区
59	平成 7. 5 －	11. 4	檜 山 俊 宏		広島市安芸区
60	平成11. 5 －	15. 4	檜 山 俊 宏		広島市安芸区
61	平成15. 5 －	19. 4	新 田 篤 実		広島市中区
62	平成19. 5 －	23. 4	林 正 夫		広島市中区
63	平成23. 5 －	27. 4	林 正 夫		広島市中区
64	平成27. 5 －	28. 6	平 田 修 己		三原市・世羅郡
65	平成28. 6 －	29. 12	宇 田 伸		福 山 市
66	平成29. 12－	31. 4	山 木 靖 雄		広島市西区
67	令和元. 5 －	5. 4	中 本 隆 志		広島市南区
68	令和 5. 5 －	現在	中 本 隆 志		広島市南区

(2) 副 議 長

代	任	期	氏	名	選 挙 区
初	明治12. 5 -	13. 7	藤 井	和七郎	広 島 市
2	明治13. 7 -	13. 11	長 井	勝	御 調 郡
3	明治13. 11 -	14. 2	長 井	勝	御 調 郡
4	明治14. 2 -	14. 5	土 井	善右衛門	佐 伯 郡
5	明治14. 5 -	14. 6	前 田	篤之助	沼 田 郡
6	明治14. 6 -	15. 9	山 内	吉郎兵衛	恵 蘇 郡
7	明治15. 9 -	17. 4	長 井	松太郎	御 調 郡
8	明治17. 4 -	18. 12	前 田	篤之助	沼 田 郡
9	明治18. 12 -	18. 12	麦 田	宰三郎	芦 品 郡
10	明治18. 12 -	21. 2	津 川	右 弓	深 津 郡
11	明治21. 2 -	23. 5	渡 辺	又三郎	広 島 市
12	明治23. 5 -	23. 10	渡 辺	又三郎	広 島 市
13	明治23. 10 -	25. 2	黒 川	修 三	賀 茂 郡
14	明治25. 2 -	25. 4	奥 本	数奇男	広 島 市
15	明治25. 4 -	27. 4	奥 本	数奇男	広 島 市
16	明治27. 4 -	29. 4	奥 本	数奇男	広 島 市
17	明治29. 4 -	31. 4	麦 田	宰三郎	芦 品 郡
18	明治31. 4 -	32. 10	森 川	脩 蔵	広 島 市
19	明治32. 10 -	36. 9	高 野	一 歩	広 島 市
20	明治36. 10 -	37. 3	早 速	整 爾	広 島 市
21	明治37. 11 -	40. 9	横 山	金太郎	広 島 市
22	明治40. 10 -	41. 5	横 山	金太郎	広 島 市
23	明治41. 11 -	44. 9	不 破	熊 男	広 島 市
24	明治44. 10 - 大正 4. 9		武 田	吉右衛門	広 島 市
25	大正 4. 10 -	8. 9	藤 田	若 水	広 島 市
26	大正 8. 10 -	12. 9	内 田	哲 郎	広 島 市
27	大正12. 10 -	14. 12	森 田	福 市	広 島 市
28	大正14. 12 - 昭和 2. 9		加 藤	俊 夫	広 島 市
29	昭和 2. 12 -	6. 3	加 藤	俊 夫	広 島 市
30	昭和 6. 10 -	7. 11	吉 原	源一郎	御 調 郡
31	昭和 7. 11 -	9. 11	中 山	幾太郎	尾 道 市
32	昭和 9. 11 -	10. 7	大 原	博 夫	豊 田 郡
33	昭和10. 10 -	11. 12	大 原	博 夫	豊 田 郡
34	昭和11. 12 -	13. 3	長谷川	惣 市	芦 品 郡

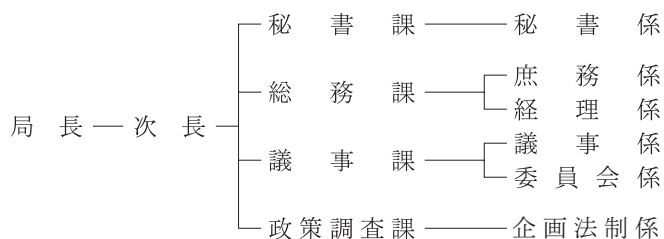
代	任	期	氏	名	選 挙 区
35	昭和13. 3 -	14. 9	中 本	又 市	双 三 郡
36	昭和14. 11 -	15. 11	大 元	重 太郎	芦 品 郡
37	昭和15. 11 -	16. 12	山 本	久 雄	広 島 市
38	昭和16. 12 -	17. 12	重 山	四 良一	甲 奴 郡
39	昭和17. 12 -	20. 2	大 本	徳 市	沼 隈 郡
40	昭和20. 2 -	20. 12	天 野	彦 三	尾 道 市
41	昭和20. 12 -	21. 11	原	熊 太郎	呉 市
42	昭和21. 11 -	22. 4	仁 田	竹 一	佐 伯 郡
43	昭和22. 5 -	23. 10	仁 田	竹 一	佐 伯 郡
44	昭和23. 11 -	26. 4	檜 山	袖 四郎	安 芸 郡
45	昭和26. 5 -	28. 6	山 中	直 彦	呉 市
46	昭和28. 6 -	30. 4	山 中	直 彦	呉 市
47	昭和30. 6 -	31. 1	野 上	民 三郎	比 婆 郡
48	昭和31. 3 -	33. 3	真 田	亀 一	高 田 郡
49	昭和33. 3 -	34. 4	松 島	綏	広 島 市
50	昭和34. 5 -	36. 7	宮 本	新 一	山 県 郡
51	昭和36. 7 -	37. 4	大 西	八 郎	安 佐 郡
52	昭和37. 4 -	38. 4	西 田	修 一	庄 原 市
53	昭和38. 5 -	39. 6	児 玉	秀 一	広 島 市
54	昭和39. 6 -	40. 7	橘 高	四 郎	府 中 市
55	昭和40. 7 -	41. 7	重 政	卓 郎	深 安 郡
56	昭和41. 7 -	42. 4	賀 谷	侑	呉 市
57	昭和42. 5 -	43. 6	山 本	義 夫	佐 伯 郡
58	昭和43. 6 -	44. 6	松 浦	数 人	安 芸 郡
59	昭和44. 6 -	45. 6	熊 野	逸 馬	三 原 市
60	昭和45. 6 -	46. 4	大 山	広 司	豊 田 郡
61	昭和46. 5 -	47. 6	岩 崎	譲 亮	高 田 郡
62	昭和47. 6 -	48. 5	中 川	弘	福山市・沼隈郡
63	昭和48. 6 -	49. 6	平 川	昌 三	
64	昭和49. 6 -	50. 4	中 島	喜 三	賀 茂 郡
65	昭和50. 5 -	51. 6	佐 藤	進	広 島 市
66	昭和51. 6 -	52. 6	内 田	弘 三	芦 品 郡
67	昭和52. 6 -	53. 9	平 岡	博	双 三 郡
68	昭和53. 9 -	54. 4	梶 本	光 義	呉 市
69	昭和54. 5 -	55. 7	清 永	昇	大 竹 市

代	任	期	氏	名	選 挙 区
70	昭和55. 7	— 56. 10	吉 川	清 士	福山市・沼隈郡
71	昭和56. 10	— 57. 6	原 田	睦 民	広 島 市
72	昭和57. 6	— 58. 4	木 山	千 之	高 田 郡
73	昭和58. 5	— 59. 6	土 井	一 郎	広島市安佐南区
74	昭和59. 6	— 60. 7	熊 谷	忠	深 安 郡
75	昭和60. 7	— 61. 6	崎 本	正 三	呉 市
76	昭和61. 6	— 62. 4	安 井	耕 造	佐 伯 郡
77	昭和62. 5	— 63. 7	中 本	金太郎	呉 市
78	昭和63. 7	—平成元. 7	松 井	幹	佐 伯 郡
79	平成元. 7	— 2. 7	戸 田	一 郎	福山市・沼隈郡
80	平成2. 7	— 3. 4	新 田	篤 実	広島市中区
81	平成3. 5	— 4. 6	上 迫	邦 彦	広島市南区
82	平成4. 6	— 5. 7	山 田	利 明	安 芸 郡
83	平成5. 7	— 6. 7	河 野	省 三	賀 茂 郡
84	平成6. 7	— 7. 4	砂 原	克 行	広島市西区
85	平成7. 5	— 8. 7	平 田	晃	東広島市
86	平成8. 7	— 9. 7	窪 田	泰 三	広島市南区
87	平成9. 7	— 10. 6	滝 口	次 郎	神石郡・甲奴郡
88	平成10. 6	— 11. 4	平 田	修 己	三 原 市
89	平成11. 5	— 12. 7	間 所	了	広島市東区
90	平成12. 7	— 13. 7	林	正 夫	広島市中区
91	平成13. 7	— 14. 7	神 川	正 紀	広島市西区
92	平成14. 7	— 15. 4	小 島	敏 文	世 羅 郡
93	平成15. 5	— 16. 10	渡 壁	正 徳	福山市・沼隈郡
94	平成16. 10	— 17. 10	宇 田	伸	福山市・沼隈郡
95	平成17. 10	— 18. 10	平	浩 介	芦 品 郡
96	平成18. 10	— 19. 4	多 賀	五 朗	呉 市
97	平成19. 5	— 20. 7	蒲 原	敏 博	広島市東区
98	平成20. 7	— 21. 6	山 木	靖 雄	広島市西区
99	平成21. 6	— 22. 6	大曾根	哲 夫	広島市安芸区
100	平成22. 6	— 23. 4	山 崎	正 博	広島市安佐北区
101	平成23. 5	— 24. 7	芝	清	東広島市
102	平成24. 7	— 25. 7	中 本	隆 志	広島市南区
103	平成25. 7	— 26. 6	石 橋	良 三	広島市安佐南区
104	平成26. 6	— 27. 4	富 永	健 三	広島市佐伯区

代	任	期	氏	名	選 挙 区
105	平成27. 5 -	28. 6	佐々木	弘 司	広島市安佐南区
106	平成28. 6 -	29. 6	高 山	博 州	尾 道 市
107	平成29. 6 -	30. 7	松 岡	宏 道	福 山 市
108	平成30. 7 -	31. 4	宮	政 利	呉 市
109	令和元. 5 -	2. 2	児 玉	浩	安芸高田市
110	令和2. 2 -	3. 3	安 井	裕 典	廿日市市
111	令和3. 3 -	4. 3	小 林	秀 矩	庄 原 市
112	令和4. 3 -	5. 4	中 原	好 治	広島市南区
113	令和5. 5 -	6. 7	緒 方	直 之	広島市東区
114	令和6. 7 -	7. 7	沖 井	純	江 田 島 市
115	令和7. 7 -	8. 6	山 下	智 之	廿日市市
116	令和8. 6 -	現在	東	保 幸	広島市安佐北区

6 議 会 事 務 局

(1) 機 構



(2) 職 員 数

(令和 8. 4. 1 現在)

区 分	局 長	次 長	秘書課	総務課	議事課	政策調査課	合 計
局 長	1						1
次 長		1					1
課 長			1	1	1	2	5
課 長 代 理			1	1	1		3
政 務 調 査 員						6	6
係 長				2	2	1	5
主 査					1	1	2
主 任				3	2	1	6
主 事			3	5	3	1	12
計	1	1	5	12	10	12	41
会計年度任用職員				13		2	15
合 計	1	1	5	25	10	14	56

(3) 政務調査員

政務調査員は、議会、委員会又は議員が、その職務に関して判断し、意思決定する上で必要な直接、間接の資料を、収集、作成、提供する等の調査事務を担当している。(昭和35年4月専任調査員を設置、平成12年4月政務調査員に職名変更)

各委員会には政務調査員1名(予算・決算特別委員会は複数名)を配属している。

(4) 委員会担当書記

各委員会に書記2～4名を配属し、書記は、委員会の事項に限り議事課兼務としている。

(5) 図書室

○ 設 備

面 積	457.57m ²	{ 図書室	87.63m ²
書 架	48個	{ 書 庫	369.94m ²
雑 誌 架	17個		
展 示 台	1 個		
新 聞 掛	2 個		
保 管 庫	5 個		
カード・ケース	10個		

○ 蔵 書 (令8. 4. 1現在)

図 書

分類別	総 記	哲 学	歴 史	社 会 科 学	自 然 科 学	工 学	産 業	芸 術	語 学	文 学	計
冊 数	1,758	446	1,848	8,747	372	814	1,366	195	382	40	15,968

資 料

発 行 機 関	政 府 関 係	都 道 府 県	県 (庁) 内	そ の 他	計
資料数 (冊)	9,606	2,788	8,979	10,005	31,378

ビデオソフト

分類別	総 記	哲 学	歴 史	社 会 科 学	自 然 学	工 学	産 業	芸 術	語 学	文 学	計
本 数			17	18	2	14	5	9	1		66

○ 図書及びその他の資料

図 書

昭和45年から日本十進分類法により整理・保管し、書架は開架式として自由に閲覧できるようにしている。

資 料

資料は政府各省庁、都道府県、県(庁)内、その他に区分し、整理・保管している。

逐次刊行物

官公庁、各種団体の刊行物及び一般雑誌類を備え付けている。

新 聞

新聞は中央紙5紙、地方紙2紙を備え付けている。

○ 利用状況

広島県議会図書室管理運営要綱により議員の閲覧、視聴又は貸出しに供し、議員の調査研究に支障がないと認められるときは、議員以外の者にも閲覧・視聴を認めている。

令和7年度中の利用状況は次のとおりである。

区 分	議員	事務局職員	県庁職員	その他	合 計
閲 覧	30 人	288 人	6 人	3 人	327 人
貸 出	6	14	0	0	20

(6) 各種刊行物

各種刊行物を次のとおり発行している。また、一部の資料は各閲覧場所において、広く県民の閲覧に供している。

名 称	内 容	発行回数	発行部数	閲 覧 場 所
定例会会議録	本会議の質疑・答弁等	年4回	2	議会情報コーナー ※広島県議会ホームページ「議事録の閲覧と検索」
県議会のしおり	議会のしくみ、議員の紹介等	年1回	3,500	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー、文書館、県立図書館、県総務事務所等、市区町役場、市町立図書館
広島県議会の概要	議会の構成等	〃	370	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー、文書館、県立大学、県立図書館、県総務事務所等、市区町役場、市町立図書館
議 会 手 帳	本冊(カレンダー、資料編)	〃	350	
	別冊(名簿編)	年2回	1,200	
指標でみる 広島県勢	主要な指標で見た広島県の全国順位	年1回	300	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー
広島県議会提要	・議会運営 ・議会の権限 ・議員の身分に関する諸規定	4年に1回	400	議会情報コーナー、県庁行政情報コーナー
みんなの県議会	議会のしくみ等(小中学生向け)	随 時	500	
臨時会会議録	本会議の質疑・答弁等	〃	2	※定例会会議録に同じ

県議会史

第 1 卷	(明治元年～22年)	昭和34年刊行
第 2 卷	(明治23年～44年)	昭和35年 "
第 3 卷	(大正元年～14年)	昭和37年 "
第 4 卷	(昭和元年～16年)	昭和38年 "
第 5 卷	(昭和17年～25年)	昭和39年 "
第 6 卷	(昭和26年～35年)	昭和40年 "
索引	(第 1 卷～第 6 卷)	昭和42年 "
続編第 1 卷	(昭和36年～41年)	昭和55年 "
続編第 2 卷	(昭和42年～46年)	昭和57年 "
続編第 3 卷	(昭和46年～50年)	昭和58年 "
続編第 4 卷	(昭和50年度～53年度)	平成10年 "
続編第 5 卷	(昭和54年度～57年度)	平成12年 "
続編第 6 卷	(昭和58年度～61年度)	平成14年 "
続編第 7 卷	(昭和62年度～平成 2 年度)	平成16年 "
続編第 8 卷	(平成 3 年度～ 6 年度)	平成18年 "
続編第 9 卷	(平成 7 年度～10年度)	令和 7 年 "
続編第10卷	(平成11年度～14年度)	" "

7 議 事 堂



(1) 議事堂の概要

昭和20年8月、原爆により水主町の旧議事堂は焼失し、爾来仮議事堂を移転すること三度、昭和31年4月、市の中心部である現在地に県庁舎と合わせて9億7,000万円の経費と、2年有余の歳月を費やして現在の議事堂を新築した。

また、昭和45年9月に県庁舎北館が完成し、2階に議員控室、3階に各委員会室が設置された。

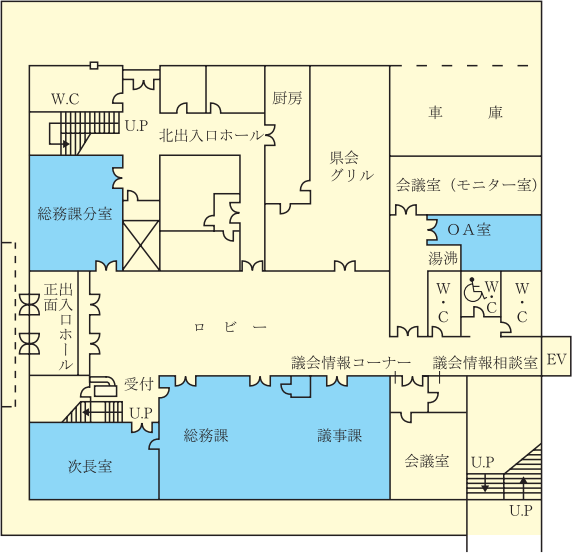
その後、昭和63年2月に県庁舎北館3階に議員控室、4階に各委員会室の一部が移設された。

令和2年11月に議事堂、県庁舎北館3階及び4階の一部が耐震改修された。

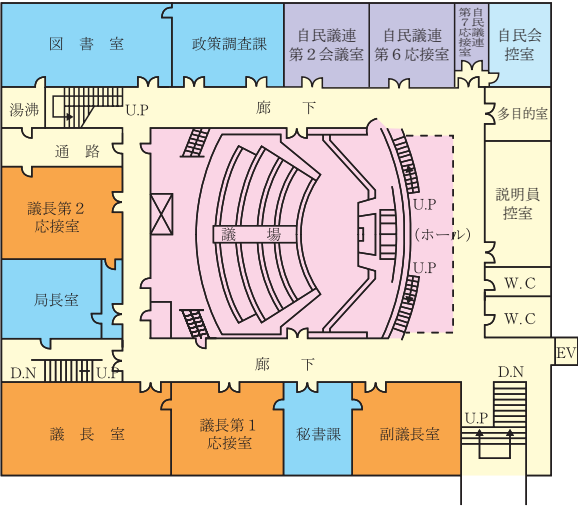
延 面 積	6,271.52㎡
{ 本 館	4,063.59㎡ (建築面積1,540.51㎡)
{ 北館 3階	1,574.43㎡
{ " 4階	633.50㎡

各階平面図

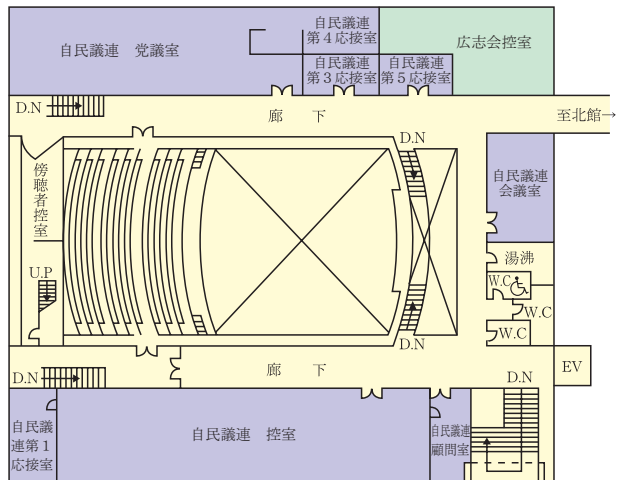
議事堂 1 階



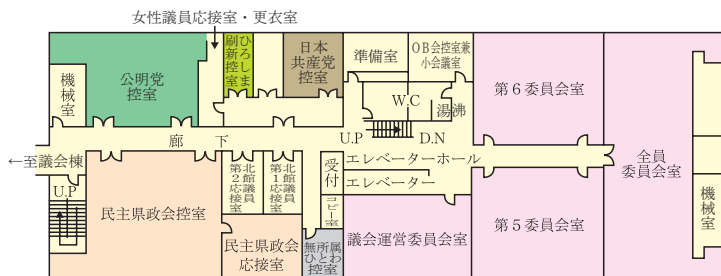
議事堂 2 階



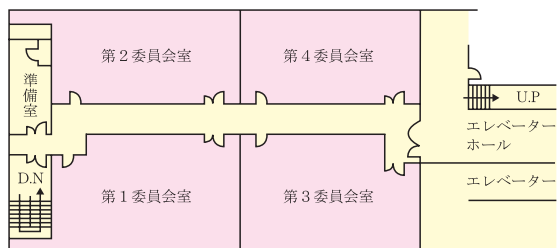
議事堂 3 階



北館 3 階



北館 4 階



(2) 議 席

(令和8年7月17日議会運営委員会決定)

犬童 英徳	中原 好治	東 保幸	金口 巖	栗原 俊二	宇田 伸	中本 隆志	富永 健三	松岡 宏道	安井 裕典	小林 秀矩	緒方 直之	沖井 純	城戸 常太	井原 修	檜山 俊宏
64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
桑木 良典	福知 基弘	瀧本 実	西本 博之	的場 豊	尾熊 良一	石津 正啓	山下 智之	森川 家忠	下森 宏昭	吉井 清介	窪田 泰久	狭戸尾 浩	宮崎 康則	三好 良治	出原 昌直
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
	鷹廣 純	高田 稔	稲葉 潔	柿本 忠則	蔵本 健	村上 栄二	畑石 顕司	伊藤 英治	林 大蔵	坪川 竜大	竹原 哲	山木 茂	恵飛須圭二	玉重 輝吉	
32	31	30		29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	
			藤井 敏子	岡部 千鶴	井上謙一郎	灰岡 香奈	本長 糧太	神田 隆彦	山下 守	加納 孝彦	山形しのぶ	富永やよい			
			18	17	16	15	14	13	12	11	10	9			
				河村 晃子	上野 寛治	相澤 孝	岡野 齊也	砂原 崇弘	八幡原 圭	水口 弘士					
				8	7	6	5	4	3	2	1				

所属党派

	= 自由民主党広島県議会議員連盟 = 35人
	= 広島県議会民主県政会 = 14人
	= 公明党広島県議会議員団 = 6人
	= 自由民主党広島県議会広島志会 = 3人
	= 日本共産党広島県議会議員団 = 2人
	= 自由民主党広島県議会議員会 = 1人
	= 無所属ひとわ = 1人
	= ひろしま、刷新。 = 1人
	計 63人

8 議会の情報公開

(1) 情報公開制度

○ 情報公開の概要

県議会では、予算特別委員会のテレビ中継を初め、モニターテレビによる委員会審査の公開やホームページの開設などにより、県民に情報を提供している。平成16年度からは、本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会（総括審査）について、インターネット中継を実施している。

また、県民に議会の諸活動に係る説明責任を果たすとともに、議会に対する理解と県政への参加を促進することを目的として、平成15年4月から広島県議会の情報公開制度を実施している。

○ 開示請求ができる公文書

議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものの。

○ 開示請求ができる方

平成18年4月から、開示請求に関する住所などの要件を撤廃し、だれでも請求できることとしている。

(2) 個人情報保護制度

○ 個人情報保護制度の概要

個人情報の取扱いに関して、議会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、平成18年4月から広島県議会の個人情報保護制度を実施している。

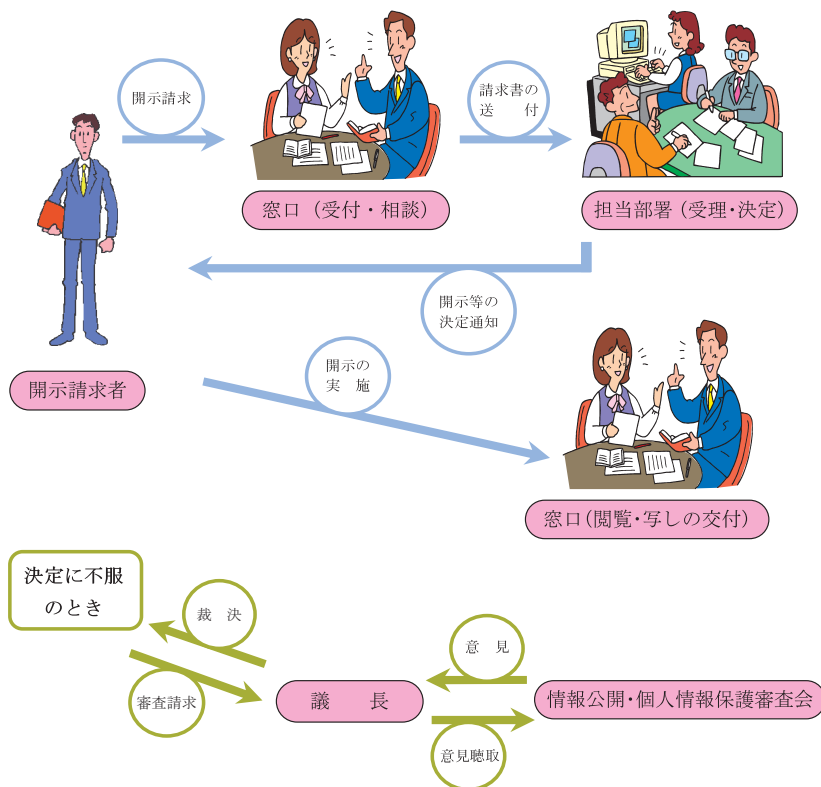
この制度に基づき、議会では個人情報の収集、利用・提供、管理などについて、適正な取扱いを確保することとしている。

また、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、議会事務局の職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）については、開示、訂正及び利用停止の請求を行うことができる。

○ 開示などの請求ができる方

だれでも自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求を行うことができる。

(3) 情報公開制度・個人情報保護制度における請求から開示までの手続



(4) 議会情報コーナーの利用について

議事堂1階の「議会情報コーナー」では、開示請求等の相談・受付のほか、議会資料の閲覧を行っている。

《利用時間 午前9時から午後5時まで（土・日、祝日等を除く。）》

9 議 会 広 報

県民の県議会に対する関心を高めるとともに理解を深めるため、県議会の活動状況について、ホームページ、広報紙、テレビ番組などにより、広く県民に情報提供している。

(1) ホームページ

○ ホームページ

平成11年6月から、県議会ホームページを開設し、議会活動に関するさまざまな情報を提供している。

《アドレス》<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/>

平成29年7月から、県議会のことを楽しく学習するための教材として、キッズサイトを開設している。

○ 会議録検索システム

平成11年6月から、県議会ホームページにリンクしており、過去の会議録の内容を言葉、発言者、日付等をもとに検索することができる。

○ インターネット中継

平成16年2月から、本会議のすべての審議、予算特別委員会及び決算特別委員会の総括審査の模様をライブ中継及び録画中継しており、令和元年9月からは、決算特別委員会の部局別審査、常任委員会及び特別委員会の模様もライブ中継及び録画中継している。

また、平成28年9月からは、スマートフォン等での視聴に対応するため、YouTubeによる配信を行っている。

(2) ひろしま県議会だより

平成17年9月定例会から、本会議における主な質疑とその答弁要旨等の議会の審議概要や主な議案、議会のしくみなどを紹介するため、議会広報紙「ひろしま県議会だより」を制作し、新聞折込等により配布している。

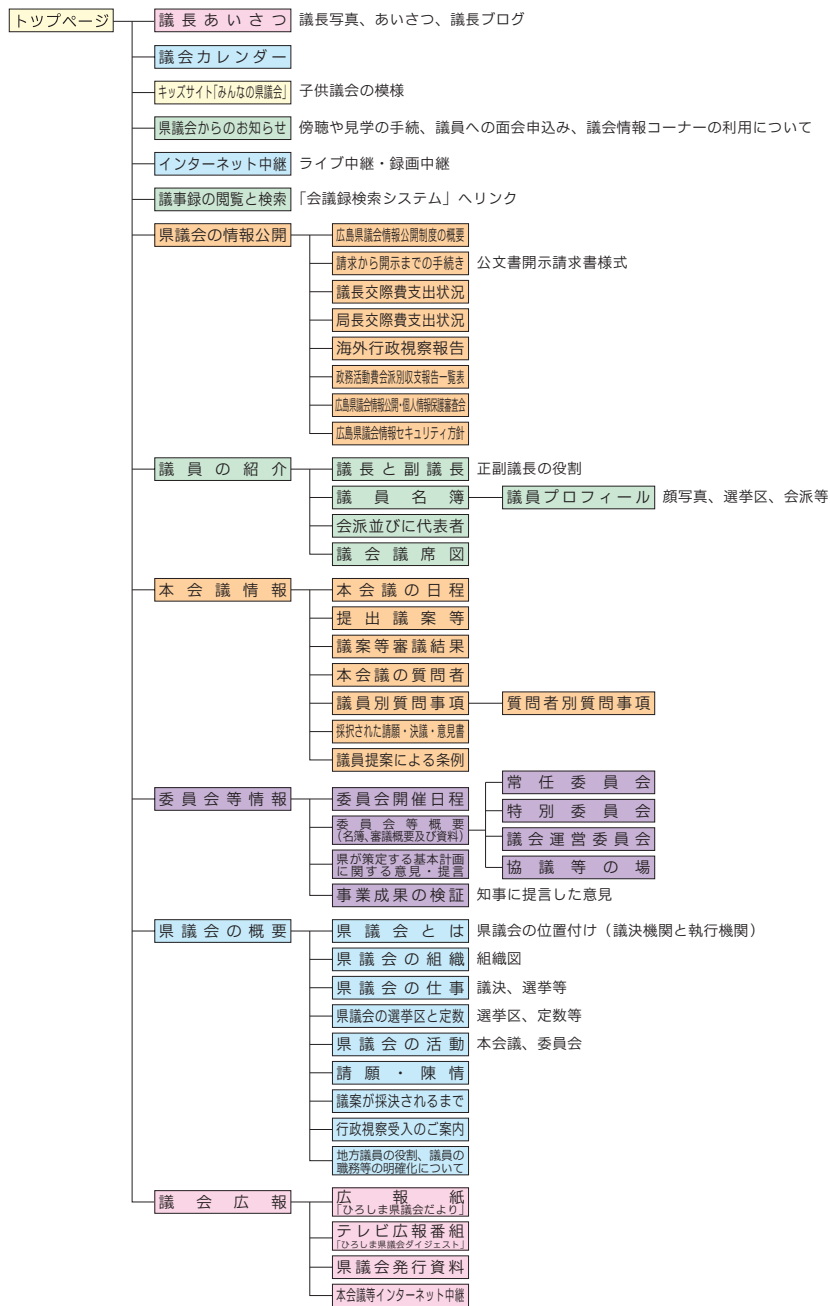
発行日は、定例会閉会日からおおむね30日以内の日祝日としている。

(3) ひろしま県議会ダイジェスト

平成18年2月定例会から、本会議における質疑・答弁を初め、定例会の状況を分かりやすく伝えるため、テレビ広報番組「ひろしま県議会ダイジェスト」を放送している。

放送日は、定例会閉会日からおおむね2週間以内としている。

広島県議会ホームページ構成図



10 議 会 改 革

地方分権改革の進展や複雑・多様化する社会経済システムの中において、都道府県議会議員には、従前にも増して監視機能や政策立案機能の強化が求められている。こうした中、県議会では「より開かれた議会」の実現と「議会力」の強化に向けて、議長の諮問機関として、平成19年6月に「議会改革推進委員会」（平成20年10月の会議規則改正により「協議等の場」に位置付けられ、平成22年12月に議会基本条例で定める組織として位置付けられた。）を設置し、議会改革の推進に取り組んでいる。

令和元年6月に、議会改革推進委員会の組織体制の見直しを行い、委員構成を「交渉会派の代表者及び議会運営委員会委員長」から「各交渉会派から推薦のあった者及び議会運営委員会委員長」に改めた。

●議会改革の推進体制について（R 8 . 7 . 1 現在）

委員会等	設置時期	所 掌 事 項 等	委員構成
議会改革推進委員会	H19年6月19日 （議長の諮問機関として設置）	議長の諮問事項 ・議会機能の充実について ・県民に開かれた身近な県議会の実現について ・その他議会改革に必要な方策について	各交渉会派から推薦のあった者及び議会運営委員会委員長
広島県議会政策条例検討委員会	H19年7月2日 （議会改革推進委員会の提案により設置）	政策条例に関する次に掲げる事項 ・議会の立案により条例化することの妥当性の検討 ・条例案の作成に係る会派間の意見調整及び執行部との調整 ・その他条例案の作成に関し必要な事項	交渉会派の政調会長又はこれに準じる者
広島県議会広報委員会	H17年9月8日 （広島県議会の機能強化及び活性化検討委員会の提案により設置）	議会広報の実施に関する次に掲げる事項についての検討 ・議会広報紙の企画、編集及び発行等に関する事項 ・その他議会広報に関する事項	各交渉会派から推薦のあった者

【参考】広島県議会における議会改革への取り組み状況（平成11年度以降抜粋）

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
11				○議会ＨＰの開設（H11.6） ○委員会審議の公開（モニターテレビの設置）（H11.6）	
12	○特別委員会の政策提言等に対する処理報告の実施（H12.3）				
13	○政策条例（１件）の制定（H13.10）	○政務調査費の交付に関する条例の制定（H13.4）			
14				○議会情報公開条例の制定（H14.4）	
15	○活性化及び改革に関する検討委員会の設置（H15.7～17.5） ※前身：活性化検討委員会（H10.11～15.6） ○本会議の質問者数・時間の拡大（H15.9）			○本会議傍聴者への質問予定項目の配付（H16.2） ○本会議、予算特別委員会のインターネット中継（H16.2）	
16	○企画法制室の設置（H16.4～22.3）	○政務調査費収支報告書の閲覧（H16.4）		○決算特別委員会（総括審査）のインターネット中継（H16.11）	
17	○機能強化及び活性化検討委員会の設置（H17.5～19.6）			○広報委員会の設置（H17.9） ○県議会だよりの発行（H17.9） ○議会個人情報保護条例の制定（H17.12） ○県議会ダイジェストの放送（H18.2）	
18	○政策条例（３件）の制定（H18.10、H18.12）			○議会ＨＰへの広報紙・広報番組、議員提案条例等の掲載（H18）	○H18.6改正事項 ・委員会の議案提案に係る会議規則改正（H19.3）
19	○議会改革推進委員会の設置（H19.6） ○議会運営検討部会の設置（H19.7） ○政策条例検討委員会の設置（H19.7）	○政務調査費等検討部会の設置（H19.6） ※ H25.3政務活動費等検討部に改称 ○政治倫理条例の制定（H19.10） ○政務調査費事務処理要領の作成（H20.1）		○議会ＨＰへの定例会議案・事務局アドレスの掲載（H19.12）	○H18.6改正事項 ・議長の臨時会招集請求に係る手続き整理（H19.12）（※会議規則の改正なし） ・閉会中の委員選任に係る委員会条例改正（H20.3）

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
20	○意見書の処理状況報告（H20.9） ○決算特別委員会の統合（H20.9）	○政務調査費収支等報告書への証拠書類の添付（H20.4） ○費用弁償（応招旅費）の実費化（H20.4）		○議会ＨＰへの委員会記録・現地調査概要の掲載（H20.7）	○H20.6改正事項 ・協議等の場の規定に係る会議規則改正（H20.10） ・議員の報酬の名称変更に係る特別職給与等条例改正（H20.10）
21	○特別委員会の設置・運営見直し（H21.7） ○基本条例検討部会の設置（H22.1～23.7）				
22	○本会議における一問一答方式試行的導入（H22.6） ○事業成果の検証の実施（H22.9） ○議会基本条例の制定（H22.12） ○政策条例（２件）の制定（H23.3）				
23	○基本条例推進部会の設置（H23.7）				
24			○基本計画議決条例の制定（H24.10）		○H24.9改正事項 ・政務活動費を充てることができる経費の範囲等に係る政務調査費交付条例改正（H25.2） ・特別委員の在任期間等に係る委員会条例改正（H25.2）
25	○議案に対する表決態度の公表（H25.6） ○請願者の意見陳述（H25.6） ○委員間討議の試行的実施（H25.7）			○議会ＨＰと議員の個人ＨＰとの相互リンク（H25.9）	
26	○本会議における一問一答方式の正式導入（H26.9） ○音声認識システムの導入（H26.9）				
27	○委員会室への指向性マイクの試行的導入（H27.8）			○本会議におけるインターネット録画中継へのYouTubeの試行的導入（H27.12）	

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
28			○広島県版総合戦略の効果検証及び検証結果の総合戦略の改訂への反映の開始 (H28.9)	○傍聴規則の改正 (傍聴環境の整備・充実) (H28.4) ○議場内への親子傍聴室の設置 (H28.6) ○手話通訳者の配置 (H28.6) ○本会議におけるインターネット生中継へのYouTubeの導入 (H28.9) ○広島県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定 (H28.12)	
29	○政策条例 (中小企業・小規模企業振興条例)の制定 (H29.10)			○県議会だよりの巻頭写真に高校生・大学生が撮影した写真を掲載 (H29.4～) ○議会HPの若年層向けサイトの開設 (H29.7) ○ケーブルテレビでの県議会ダイジェスト再放送の実施 (H29.7～) ○子供議会の開催 (JC主催) (H29.8) ○議会棟トイレにオストメイト導入 (H30.2) ○議会HPのデザインリニューアル (H30.3) ○議会棟内のトイレの整備 (H30.3)	
30	○政策条例 (広島県県産木材利用促進条例)の制定 (H30.10) ○議会棟内のWi-Fi等の整備 (H30.10) ○特別委員会等でのタブレット端末の試行導入 (H30.11)	○議員研修会 (講演会) の開催 (試行) (H30.10)		○子供議会の開催 (執行部との共催) (H30.10) ○委員会インターネット中継を次議会期から実施することを決定 (H30.11)	
平成31 (令和元年)	○常任委員会でのタブレット型端末の試行導入 (R元.11)	○新議員研修会の開催 (R元.5) ○議員研修会 (講演会) の開催 (R元.10)		○常任委員会・特別委員会インターネット中継の実施 (R元.9) ○子供議会の開催 (執行部との共催) (R元.10) ○議長記者会見の模様を議長ブログで発信 (R元.10)	

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
平成 31 (令和 元)				○本議会傍聴者へのリーフレット「広島県議会広報のご案内」頒布（Ｒ元.12）	
2	○タブレット型端末の本運用の実施（Ｒ2.4） ・本会議・委員会資料の閲覧（紙資料終了） ○政策条例（広島県主要農作物等種子条例）の制定（Ｒ2.6） ○タブレット型端末の運用拡大 ・公用端末以外の端末からの会議システムの閲覧等（Ｒ3.1） ・議案付託表、請願文書表及び陳情送付表の掲載（Ｒ3.2） ・議会運営委員会資料の掲載・閲覧開始（Ｒ3.2）	○議員研修の開催・第1回（Ｒ2.9）、第2回（Ｒ2.9）、第3回（Ｒ2.12） ○議員研修会（講演会）の開催（Ｒ3.3）		○本会議・委員会資料の議会ＨＰへの掲載（Ｒ2.4） ○子供議会の開催（執行部との共催）（Ｒ2.11） ○広報媒体に係る見直しの検討（Ｒ3.2～3）	
3	○委員会資料の書式・構成の統一（Ｒ3.6） ○全ての委員会室にマイクを導入（Ｒ3.10）	○議員研修の開催・第4回（Ｒ3.11）、第5回（Ｒ3.12）		○子供議会の開催（執行部との共催）（Ｒ3.10）	
4	○オンライン委員会の開催を可能とする委員会条例の改正（Ｒ4.12）	○議員研修会（講演会）の開催（Ｒ4.8）		○本会議会議録速報版の公開（Ｒ4.10） ○子供議会の開催（執行部との共催）（Ｒ4.10）	
5	○9月定例会における代表質問の導入（Ｒ5.9） ○社会情勢を踏まえた会議規則の改正（Ｒ6.3） ・本会議の会議時刻変更の柔軟化 ・議場への携帯品の取扱い変更（許可制→届出制）	○新議員研修会の開催（Ｒ5.6） ○議員研修の開催（Ｒ5.9）		○子供議会の開催（執行部との共催）（Ｒ5.10）	
6		○議員研修の開催（Ｒ6.7、Ｒ6.10）		○子供議会の開催（執行部との共催）（Ｒ6.9）	

年度	議会機能・議会運営	議員活動	知事等との関係	県民との関係	地方自治法改正への対応
7	○会議規則の改正 (R8.3) ・欠席事由例への配偶者出産・家族等看護追加 ・産前産後期間の対象期間拡大	○議員研修の開催 (R7.7)		○子供議会の開催（執行部との共催） (R7.8)	○広島県議会議員の請負状況の公表に係る規程及び規程実施要領の制定 (R8.3)

11 議 会 費

令和 8 年度当初予算

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節 区 分	金 額
議 会 費	2,170,579		
議 会 費	2,170,579		
議 会 費	1,559,599		
		報 酬	695,278
		職 員 手 当 等	294,041
		共 済 費	61,425
		報 償 費	1,420
		旅 費	120,152
		交 際 費	2,650
		需 用 費	62
		役 務 費	14,835
		委 託 料	72,166
		使用料及び賃借料	19,844
		負担金、補助及び交付金	277,438
		(うち政務活動費	268,800)
事 務 局 費	610,980	報 酬	42,054
		給 料	168,773
		職 員 手 当 等	145,718
		共 済 費	75,322
		報 償 費	74
		旅 費	3,585
		交 際 費	150
		需 用 費	19,375
		役 務 費	7,135
		委 託 料	91,528
		使用料及び賃借料	11,461
		工事請負費	44,687
		備 品 購 入 費	26
		負担金、補助及び交付金	1,092

参考資料

1 令和8年度広島県予算（当初）

○ 一般会計

（単位：千円、％）

歳 入			歳 出		
款 別	予 算	構成比	款 別	予 算	構成比
1 県 税	349,242,060	30.3	1 議 会 費	2,170,579	0.2
2 利子割清算金	2,274,000	0.2	2 総 務 費	67,634,866	5.9
3 地 方 消 費 税 金	167,128,000	14.5	3 民 生 費	151,360,027	13.1
4 地 方 譲 与 税	66,014,086	5.7	4 衛 生 費	96,415,881	8.4
5 地方特例交付金	11,840,000	1.0	5 労 働 費	3,648,208	0.3
6 地 方 交 付 税	203,621,000	17.7	6 農林水産業費	32,885,441	2.9
7 交通安全対策特別交付金	400,000	0.1	7 商 工 費	81,667,136	7.1
8 分担金及び負担金	6,667,914	0.6	8 土 木 費	99,381,723	8.6
9 使用料及び手数料	9,326,560	0.8	9 警 察 費	71,224,302	6.2
10 国庫支出金	115,322,222	10.0	10 教 育 費	221,002,448	19.2
11 財 産 収 入	1,983,368	0.2	11 災 害 復 旧 費	5,720,349	0.5
12 寄 附 金	91,763	0.0	12 公 債 費	150,481,025	13.1
13 繰 入 金	64,365,308	5.6	13 諸 支 出 金	167,398,015	14.5
14 繰 越 金	1	0.0	14 予 備 費	400,000	0.0
15 諸 収 入	78,194,318	6.8			
16 県 債	74,919,400	6.5			
合 計	1,151,390,000	100.0	合 計	1,151,390,000	100.0

○ 特別会計

(単位：千円)

区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
証 紙 等	769,823	中 小 企 業 支 援 資 金	865,401
管 理 事 務 費	656,799	水 産 振 興 資 金	1,141
公 債 管 理	281,815,937	県 営 林 事 業 費	558,227
母子・父子・寡婦福祉資金	294,922	港湾特別整備事業費	16,416,678
国民健康保険事業費	221,318,408	県 営 住 宅 事 業 費	7,579,212
地方独立行政法人広島県立 病院機構資金貸付事業等	16,716,953	高 等 学 校 等 奨 学 金	662,064
		計	547,655,565

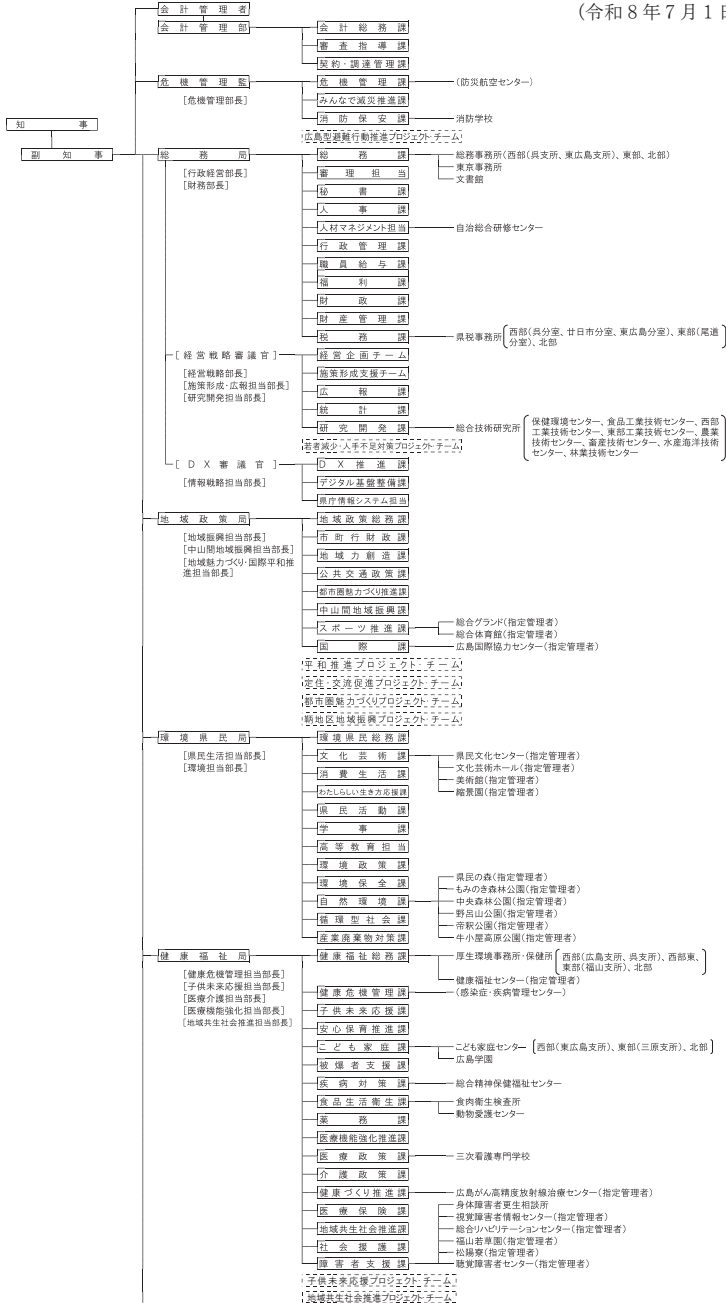
○ 企業会計（支出）

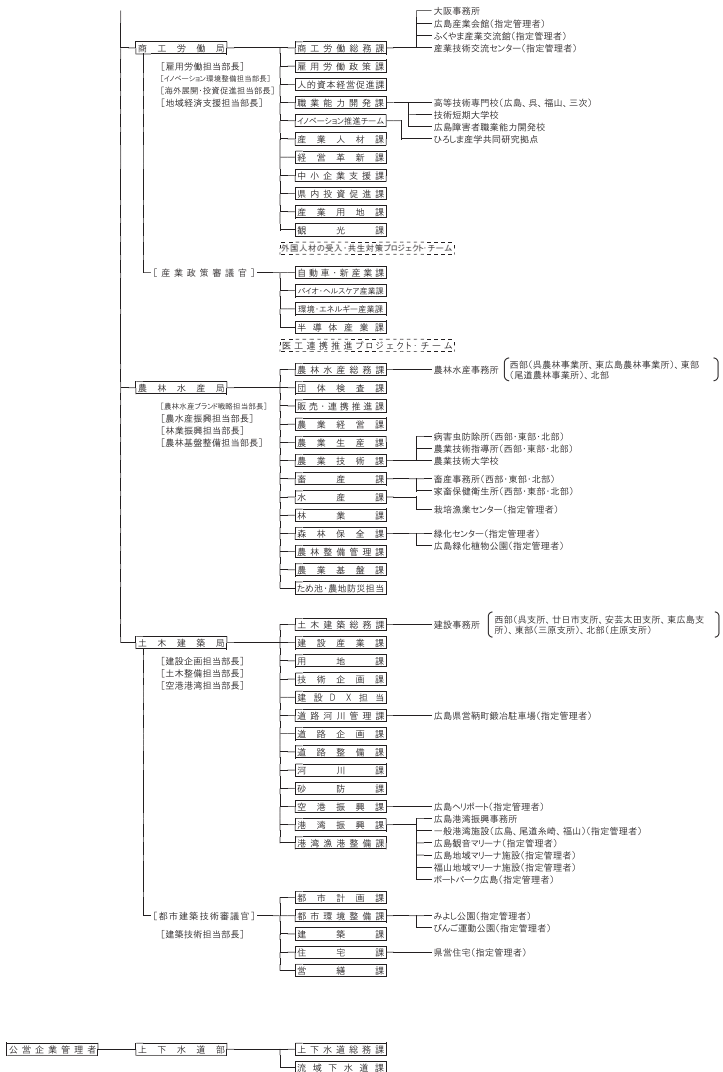
(単位：千円)

区 分	支出予定額	区 分	支出予定額
土 地 造 成 事 業	2,462,005	流 域 下 水 道 事 業	16,227,526
		計	18,689,531

2 広島県行政機構図（知事部局等）

（令和8年7月1日時点）





広島県行政機構図（議会及び各行政委員会）

